

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年12月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100224号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100143号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成18年7月

A社に勤務している期間のうち、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社は、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料はなく、支給についても不明である旨回答している。

また、A社が加入するB健康保険組合は、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100349号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100144号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成18年7月
③ 平成19年7月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。同社には、パートとして働き始め、勤務していた途中の時期までは、賞与が支給されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社は、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料はなく、支給についても不明である旨回答している。

また、A社が加入するB健康保険組合は、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求者が給与振込に利用していた金融機関から提出された預金元帳には、上記請求期間に係る賞与の振込が記録されていないことが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間①、②及び③に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100605号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100145号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月

私の夫(訂正請求記録の対象者)がA社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はなく、支給についても不明である旨回答している。

また、B銀行C支店における訂正請求記録の対象者名義の平成18年7月に係る普通預金口座別残高表を確認したところ、平成18年7月において、賞与の支給は確認できない。

さらに、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る平成18年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額を検証したところ、当該社会保険料等の金額は、訂正請求記録の対象者の平成18年1月から同年12月までの期間の給与に相当する社会保険料の金額とおおむね一致していることから、請求期間において訂正請求記録の対象者に対して賞与が支給され、厚生年金保険料等が控除されていたとは推認できない。

加えて、請求者は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。